

診療所の管理者の常勤について

○令和元年 9 月 1 9 日付け医政総発 0 9 1 9 第 3 号、医政地発 0 9 1 9 第 1 号「診療所の管理者の常勤について（通知）」において、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが困難である場合や、一定期間弾力的な勤務形態を認める必要性が高い場合等においては、例外的に常勤でなくとも管理者として認められることが示されました。

○上記の例外的な取扱いを行う診療所がある場合、都道府県は、当該情報が地域の外来医療機能に関する情報の一部であるという観点から、医療法第 3 0 条の 1 8 の 2 第 1 項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する協議の場において、当該情報の報告を行うこととされています。

○本県においては、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議を上記協議の場としているところ、今般、香取海匠医療圏内の診療所で上記の例外的な取扱いを行うこととなりましたので、別紙のとおり報告します。

千葉県海匠保健所 総務企画課
電話番号：0479-22-0206

別紙

○診療所名および所在地

名 称：医療法人財団恒友会 銚子こころクリニック

所在地：銚子市西芝町13-7

○診療所の管理者の氏名

佐藤 茂樹

○管理者が常勤しない理由

当該診療所は、地域の精神科医療存続のため、銚子市立総合病院精神科を引き継ぎ、平成20年10月に開設された医療機関であり、以降、銚子市内唯一の精神科医療機関として地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担っている。

前任の管理者が一身上の都合により令和5年9月30日に退職となったが、海匝地域における精神科専門医の不足により、後任の常勤の管理医師を確保することが困難であった。

○管理者の責務を確実に果たすことができるよう講じる措置

管理者が非常勤で当該診療所に勤務することに加え、携帯電話、電子メール、ビデオ会議等の情報通信により常時連絡を取れる体制を確保している。

緊急時には管理者の携帯電話へ連絡し、自家用車又は公共交通機関を使用し遅滞なく診療所へ来所する体制を確保している。なお、移動中においても、必要に応じて連絡を取る手段を確保している。

医政総発 0919 第 3 号
医政地発 0919 第 1 号
令和元年 9 月 19 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

診療所の管理者の常勤について（通知）

これまで、診療所の管理者については、「管理者の常勤しない診療所の開設について」（昭和 29 年 10 月 19 日付け医収第 403 号各都道府県知事宛て厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）において、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」とされているほかは、具体的な考え方を示しておらず、各都道府県等において、個別の事案に応じて適切に判断いただいていたところである。

近年、診療所内の監督義務等は適切に行うことを前提に、一定程度の柔軟な勤務を行う医師を管理者とすることで、地域における医師不足や専門的医療ニーズ等に対応できるようにすることの必要性が、令和元年地方分権改革に関する地方からの提案等において指摘されている。

今般、こうした指摘や近年の情報通信技術の発達等を踏まえ、診療所の管理者に係る考え方を、下記により示すこととしたので、貴職におかれては、その趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 診療所の管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として勤務時間中常勤とすること。
2. ただし、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが

困難である場合や管理者となる医師の育児・介護等の家庭の事情により一定期間弾力的な勤務形態を認める必要性が高い場合等においては、例外的に常勤でなくとも管理者として認められること。ただし、この場合においては、常時連絡を取れる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であること。

3. また、上記の例外的な取扱いを行う診療所（へき地や医師少数区域等の診療所を除く。）がある場合、当該診療所が所在する都道府県は、当該情報が地域の外来医療機能に関する情報の一部であるという観点から、医療法第30条の18の2第1項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場において、当該情報の報告を行うこととすること。